

令和6年度第1回寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会会議要旨

1 日時

令和6年8月6日（火）午後3時15分～午後4時10分

2 場所

市役所本庁 議会棟5階 第二委員会室

3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験を有する者：野長瀬 裕二、吉村 典久
- ・商工業その他の事業の経営に関し識見を有する者：谷本 雅洋
- ・寝屋川市の職員：山口 美加

4人

（事務局）

法元産業振興室次長、元村係長、岡本

4 傍聴者

1人

5 次第

- (1) 委嘱状・任命状の交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員の紹介
- (4) 案件
 - ア 委員長及び副委員長の選出
 - イ 会議公開の可否
 - ウ 寝屋川市ユニーク経営賞受賞事業者候補の選考方法
- (5) その他

6 会議要旨

- (1) 委嘱状・任命状の交付 ～ (3) 委員の紹介 省略
- (4) 案件

ア 委員長及び副委員長の選出

委員から学識経験を有する者の1人を委員長に、商工業その他の事業の経営に関し識見を有する者を副委員長に推薦する提案あり。

⇒ 委員長に野長瀬 裕二 委員が、副委員長に谷本 雅洋 委員が、それぞれ就任することで決定した。

イ 会議公開の可否

次のとおり決定した。

- ・ 会議は、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、当日は公開、次回会議以降の受賞事業者候補の選考に関する案件は同指針「7 会議の公開」第2号に該当するものとして非公開とする。
- ・ 会議公開時の傍聴は、「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき、取り扱うこととする。

ウ 寝屋川市ユニーク経営賞受賞事業者候補の選考方法

(ア) 制度の概要について

事務局から「寝屋川市ユニーク経営表彰制度」の概要について説明を行った。

(イ) 選考方法（審査基準）について

事務局の示した案に基づき、次のとおり意見交換等を行った上で、選考方法を原案（資料4）のとおりに決定した。

委員の意見、質問等

- 寝屋川市に本社はなく、事業所のみがある場合も対象とするのか。
《事務局の回答》産業振興条例第2条第2号に規定する事業者が対象であり、寝屋川市への本社のあるなしに関わらず、応募できる。
- ロゴマークのうち、賞の名称の記載がないマークはPRに使うものか。
《事務局の回答》そのとおり。
- 定性的な項目で総合評価をすることとなる。働き方改革そのものが、定性的な要素が多い制度であるため、考え方に幅が生じると思うが、初めて実施する中で、特に大きな瑕疵がなければ、この審査基準で選考を行い、妥当なノウハウを蓄積していくというのが、一つの考え方である。
- 実効性について、どのような課題があり、それに対する取組の効果がどうなのか、応募書類を見れば分かるものか。
《事務局の回答》応募書類に記載してもらうよう、書式を検討する。
- 独創性について、近隣では見聞きしない事例であっても、他では事例がある場合、また、全国規模で珍しい場合など、レベル感が難しい。費用対効果をどう見るかについても難しい。
《他の委員の意見》費用対効果のバランスをとり、うまく達成できているか、無理なく着実に取り組まれているか、という観点で評価す

れば良いと考える。

- 継続性について、これから実施を考えている取組は対象にならないと考えて良いか。

《事務局の回答》一定期間取り組まれているものが対象と考えている。

- 一定期間というのが何年なのか、先述の独創性のレベル感など、目安となるものはないか。

《他の委員の意見》委員それぞれが普段関わっている企業に照らし、優れているか否かというような評価になるのかと思う。長く続けている企業が受賞する確率が高いが、創業時から良いことに取り組んでいるものについても排除しないという考えで良い。

- 何か雇用に関して数値で自慢できることがあれば、応募書類に書いてもらうなどすると良い。

《他の委員の意見》客観的な付属資料を出してもらえると、一定の客観性の担保ができて良い。

- 財務的な数字は関係ないか。表彰した企業が次の年に廃業したということになると良くない。

《他の委員の意見》経営面での安定性等について、候補となった企業を事後的に事務局でチェックをし、正副委員長に相談してもらえば良いのではないか。

《事務局の回答》市として確認できる部分、例えば納税義務が果たされているかなど、確認を行う予定である。

- 受賞の最低点等の設定については、この程度で良い。逆に、採点する際の基準となる。

《他の委員の意見》絶対評価であるが、ある意味で相対評価である。

- 親会社があり、寝屋川市に事業所があるような企業の取組については、誰が考えた制度なのか（親会社なのか、子会社なのか）を考慮に入れるべきか。

《他の委員の意見》総合的に評価することになると思うが、経営という意味においては、自事業所で考えた内容の方が良いと考える。

《事務局の回答》誰が考えた取組なのかが応募書類で判別できるよう、書式を検討する。

(5) その他

次のとおり確認した。

- 会議録は、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、公表（非公開案件を除く。）とする。活発で忌憚のない意見交換を行うため、会議録に発言者名は記載しない。また、会議録は、各委員の確認後、市ホームページ等で公表することとする。
- 以後の予定は「【参考6】今後の予定（案）」のとおり。次回会議については、市立産業振興センターで開催する予定とし、日程は表彰式開催日を含め、別途調整する。
- 選考方法について原案のとおり決定したが、細かい文言の修正等が発生した場合は、委員長と事務局で調整する。